

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和6年10月11日
和歌山県人事委員会(職員課)
内線 3770、3771
直通 073-441-3770

<本年の報告及び勧告のポイント>

○ 令和6年度の給料及びボーナスを引上げ

- ・ 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料月額を平均2.66%引上げ
- ・ ボーナスを0.1月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分配分

月例給・ボーナスの引上げは3年連続

○ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

- ・ 給料表の見直し
- ・ 諸手当の見直し

1 民間給与と職員給与との比較

県内100民間事業所について、本年4月分の給与等を調査（完了率84.7%）

(1) 月例給

職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与を比較（ラスパイレース比較）

本年4月の民間給与(A)	本年4月の職員給与(B)	較差(A - B)
378,443円	368,621円	9,822円(2.66%)

(2) 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給割合を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給割合(B)	差(A - B)
4.61月分	4.50月分	0.11月分

2 本年の給与に関する勧告

(1) 月例給の改定

ア 給料表の改定

(ア) 行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表（一）に準じて若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表の給料月額を引上げ

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

イ 初任給調整手当の改定

医師等の初任給調整手当を引上げ

ウ 実施時期

令和6年4月1日

改定を行った場合の職員の平均給与（行政職給料表）

改定前	改定額	改定後
368,621円	9,814円*（2.66%）	378,435円

* 給料表の改定に伴う手当額の増額分を含む。

参考（行政職給料表）
職員数 3,719人
平均年齢 41.9歳
平均勤続年数 17.4年

(2) 特別給（ボーナス）の改定

ア 改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給割合をともに0.05月分引上げ（4.50月分 → 4.60月分）

支給割合（一般の職員の場合）

特別給		6月期	12月期	計
令和 6年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.275月（現行1.225月）	2.5月（現行2.45月）
	勤勉手当	1.025月（支給済み）	1.075月（現行1.025月）	2.1月（現行2.05月）
	計	2.25月（支給済み）	2.35月（現行2.25月）	4.6月（現行4.5月）
令和 7年度 以降	期末手当	1.25月	1.25月	2.5月
	勤勉手当	1.05月	1.05月	2.1月
	計	2.3月	2.3月	4.6月

イ 実施時期

勧告を実施するための条例の公布日

3 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

人事院は、人事管理上の重点課題に対応するため、俸給及び地域手当・通勤手当等の諸手当の見直しなど包括的な給与制度の整備を勧告。国の給与制度の整備を基本に、本県においても給与制度を見直し。

(1) 給料表の見直し

- ・ 国家公務員の俸給表に準じて改定
- ・ 初任給を始め若年層の給料月額を大幅に引上げ
- ・ より職責重視の体系とし、役割に見合う処遇に見直し

(2) 諸手当の見直し

ア 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を13,000円に引上げ

配偶者に係る手当 6,500円 → 廃止

子に係る手当（1人当たり）10,000円 → 13,000円

なお、配偶者に係る手当の廃止は、行政職給料表8級相当の職員及び警察官給料表9級の警察官を除き、2年をかけて実施し、子に係る手当額の引上げも同様に2年をかけて実施

イ 地域手当

- ・ 国の見直しを踏まえるとともに、国とは異なる独自措置を講じてきた状況、人事管理上の影響、他の都道府県の実態、人材確保への影響等を考慮し、地域手当制度の趣旨に沿った適切な措置を講じることが適当
- ・ 異動保障の期間を2年間から3年間に延長（3年目は異動等前の60%の支給割合）

ウ 通勤手当

支給限度額を1か月当たり150,000円に引上げ（新幹線鉄道等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給）

工 単身赴任手当

支給要件を拡大（採用時から支給可能に）

オ 管理職員特別勤務手当

支給対象時間帯を拡大

現行：午前0時～午前5時 見直し後：午後10時～午前5時

(3) 再任用職員への手当支給の拡大

異動の円滑化に資する手当（地域手当の異動保障、住居手当等）を新たに支給

(4) 実施時期

給料表は令和7年4月1日に切替え

諸手当の見直しは令和7年4月1日から実施

4 公務運営の改善

(1) 人材の確保及び育成

- ・ 職員採用Ⅰ種試験受験者数について、早期募集枠、社会人枠試験では、多くの申込者があったものの、通常枠試験については減少傾向。和歌山県職員の仕事の魅力ややりがいについて、キャリア形成やキャリアパスを含めて、更なる情報発信の強化を図るとともに効果的な採用試験の実施について検討
- ・ 採用後の人材育成には、管理職が職員のキャリア形成を支援する取組を定着させるとともに、若手職員の早期退職を防止するため、明確なキャリアパスの提示や働き方改革に取り組むことが必要

(2) 多様な職員の活躍推進

ア 女性職員の活躍

- ・ 管理職の女性割合は昨年度から1.9%減少。家庭と仕事を両立できる職場環境の整備等働き方改革に、より真剣に取り組むことが必要

イ 障害者の雇用

- ・ 今後も、計画的な採用を推進するとともに、採用後の定着に向け、取組を推進することが必要

ウ 高齢層職員の活躍

- ・ 意欲をもって働くことができる対応を考えることが必要

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 人事評価を活用した人材育成に資するよう、管理職の評価・育成能力の向上に努めることが必要

(4) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正等

(ア) 超過勤務の縮減

- ・ 令和5年度の職員1人1月当たりの平均超過勤務時間数は、令和4年度に比べて知事部局と教育委員会は減少、警察本部は増加
- ・ 超過勤務の縮減のためには、まず、勤務時間を適正に把握し、管理することが重要。行政事務用パソコンの実稼働状況などの客観的な記録を基礎とした勤務時間管理を導入することが必要

(4) 教育職員の働き方改革の推進

- ・ 教育委員会は、「教職員等の働き方改革推進プラン」の目標達成のため、引き続き対策を講じ、具体的な成果を出すことが必要

(5) 年次有給休暇の取得促進等

- ・ 令和 5 年度は、知事部局、教育委員会及び警察本部の全てにおいて、それぞれの目標日数を達成。引き続き、計画的・継続的取得の促進に取り組むことが必要

イ 柔軟な働き方の推進

- ・ 職員一人ひとりの環境に即した柔軟な働き方が可能となるよう、より一層取組を進めていくことが必要
- ・ 本年 4 月、勤務間インターバルの確保に係る任命権者の責務を明確化。時差勤務の積極的な活用、業務合理化等による超過勤務の縮減等により、勤務間インターバルの確保に向け取り組んでいくことが必要

ウ 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ 男性職員の育児休業取得率は年々上昇。「こども未来戦略方針」における目標達成に向け、より一層の取組が必要

エ 心の健康づくりの推進

- ・ ストレスチェックを始め心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努めることが必要

オ ハラスメントの防止対策

- ・ 国の取組等を参考として、ハラスメント防止に関する指針に基づき、実効性のある取組を従来以上に推進していくことが必要

(5) 会計年度任用職員

- ・ 国の非常勤職員との権衡や常勤職員との均衡を考慮し、国や他の都道府県の動向も踏まえながら、引き続き、適切に運用していくことが必要

(6) 服務規律の確保

- ・ より実効性の高い再発防止策を模索・徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて職員の倫理観・使命感の涵養に努めることが必要

【参考１】 職員（行政職）の平均年間給与額（推計）（単位：円）

勧告前（Ａ）	勧告後（Ｂ）	差額（Ｂ－Ａ）
6,082,247	6,282,021	199,774

※平均年齢41.9歳

【参考２】 近年の人事委員会勧告の状況

年 度	勧告内容		平均年間給与(推計)		
	月例給 改定率(%)	期末・勤勉手当の 改定月数 〔改定前→改定後〕	勧告前 (千円)	勧告後 (千円)	増減額(千円) 増減率(%)
H27	0.31	0.10 (4.10→4.20)	5,999	6,055	56 0.9
H28	0.14	0.10 (4.20→4.30)	6,099	6,145	46 0.8
H29	0.14	0.10 (4.30→4.40)	6,135	6,181	46 0.7
H30	0.16	0.05 (4.40→4.45)	6,151	6,180	29 0.5
R元	0.10	0.05 (4.45→4.50)	6,161	6,186	25 0.4
R2	—	△0.05 (4.50→4.45)	6,154	6,135	△19 △0.3
R3	—	△0.15 (4.45→4.30)	6,086	6,030	△56 △0.9
R4	0.21	0.10 (4.30→4.40)	5,987	6,036	49 0.8
R5	0.91	0.10 (4.40→4.50)	6,016	6,108	92 1.5
R6	2.66	0.10 (4.50→4.60)	6,082	6,282	200 3.3

※ 平均年間給与(推計)は、行政職給料表の適用を受ける職員のもの

※ 平均年間給与(推計)については、平均給与月額及び期末手当・勤勉手当の支給割合から算出